



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1221	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	1
1222	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	1
1223	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	2
1224	救急病院の認定	(医務課).....	2
1225	木材業者等の登録	(林業振興課).....	2
1226	保安林予定森林	(森林整備課).....	2
1227	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	3
1228	〃	(").....	3
1229	〃	(").....	3
1230	公共測量の実施	(技術調査課).....	4
1231	〃	(").....	4
1232	〃	(").....	4
1233	〃	(").....	5
1234	道路の供用開始	(道路保全課).....	5

告 示

和歌山県告示第1221号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051800252	サポートセンターういる	岩出市岡田543-2	放課後等デイサービス	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町七山東909番地	令和4.11.1

和歌山県告示第1222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止年月日
3012300509	介護センターよろこび	新宮市蜂伏9-26	居宅介護	株式会社よろこび	新宮市蜂伏9-26	令和4.10.10

和歌山県告示第1223号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000 878	はいケア橋本	橋本市胡麻生54 2-4 グリーン ハイツ21・101	共生型居宅介護 共生型重度訪問介護	特定なし	Highケア合同会社	橋本市胡麻生54 2-4 グリーン ハイツ21・101	令和 4.11.1

和歌山県告示第1224号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 名称 誠佑記念病院
- 所在地 和歌山市西田井391番地
- 有効期限 令和7年11月3日

和歌山県告示第1225号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
		6003	令和 4.10.14	西牟婁郡上富田町生馬 317番地42	株式会社ウッドリサイクル和歌山 代表取締役 齋藤大輔	チップ	西牟婁郡上富田町生馬 317番地42

和歌山県告示第1226号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園久木字タワ浴418の3
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1227号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1228号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡印南町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1229号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1230号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量・現地測量・路線測量）
- 2 作業期間 令和4年6月28日から同年11月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原地内

和歌山県告示第1231号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年7月8日から同年11月4日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原地内

和歌山県告示第1232号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業期間 令和4年7月26日から同年10月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原地内

和歌山県告示第1233号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年10月25日から同年12月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市広野及び打田

和歌山県告示第1234号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字三谷字宮之浦1635番2地先から同町大字三谷字金毘羅1626番地先まで

供用開始の期日 令和4年11月4日